



～療育をお考えの方へ～

障害児通所支援のしおり

玉 野 市



もくじ



1. 「障害児通所支援」とは
…1

2. サービス利用にかかる
費用について
…2

3. 利用の流れについて
…3

4. 市内の事業所について
…4

5. よくあるご質問
…5

「障害児通所支援」とは

「障害児通所支援」は、療育の必要性がある児童を対象に、通所・訪問などによって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の習得、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進など、発達を支援するサービスです。

●サービスの種類

種類・名称	対象者 ※1	内容
児童発達支援	未就学児	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等 デイサービス	小学1年～高校3年 の子ども ※2	生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所や学校などに 通う子ども ※3	保育所や学校などにおいて、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害がある 子ども	重症心身障害児など、重度の障害児で、児童発達支援などの障害児通所支援を受けるために外出することが難しい障害児の自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能を身につけるための支援を行います。

※1 障害者手帳を所持している子どもや難病患者等および医師の意見書等で療育の必要性が認められる子ども。

※2 学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園および大学を除く）に就学している子ども。

※3 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園など、児童が集団生活を営む施設として玉野市が認めた施設。

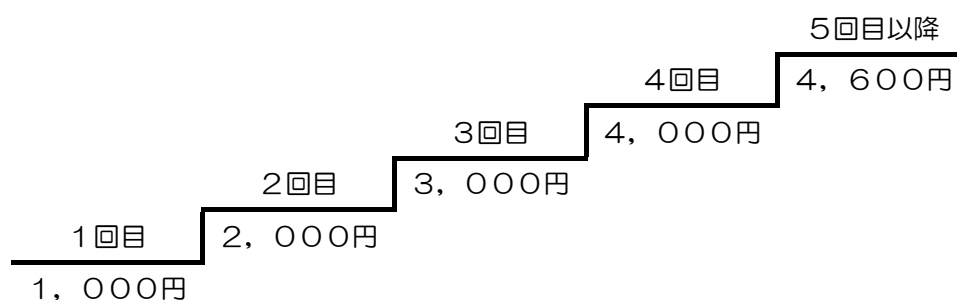
サービス利用にかかる費用について

保護者にかかる負担額は費用総額の1割（10％）です。

また利用者負担額には月額の上限があり、その世帯の所得に応じて3段階に分かれています。

区 分	月額上限額
生活保護世帯 ・ 市民税非課税世帯	0円
市民税所得割が 28 万円未満の世帯	4,600円
市民税所得割が 28 万円以上の世帯	37,200円

（例）上限額4,600円世帯の方が、1回あたり1,000円の事業所を使った場合



※5回目以降は上限額に達しているため、負担額は変わりません。

●幼児教育無償化

3歳児～5歳児※ は幼児教育無償化の対象のため、負担額は0円です。

※満3歳になって初めての4月1日から3年間。

※おやつ代・教材代などの実費が別途必要な場合があります。

●利用者負担上限額管理（※上限額「4,600円」世帯のみ）

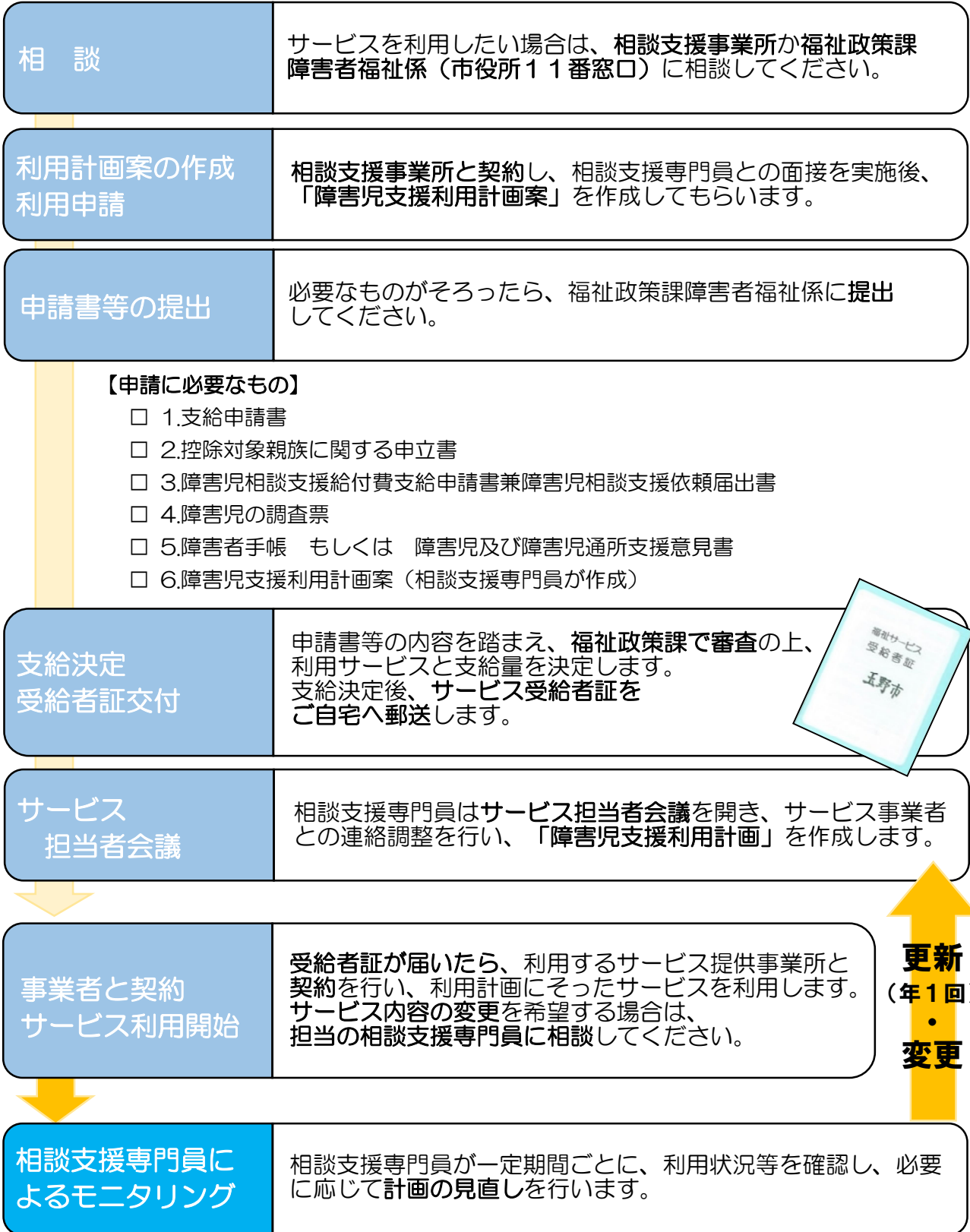
こんなときは「利用者負担上限額管理」のお手続きが必要です。

- ・1人で2ヶ所以上の事業所を併用したい。
- ・きょうだいでサービスを利用したい。

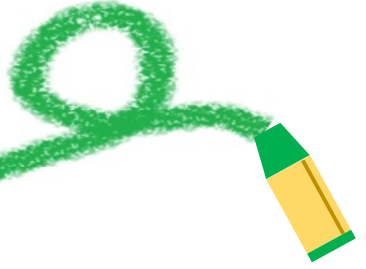
「利用者負担上限額管理」とは1ヶ月のご負担額（4,600円）を超えないよう、請求額を調整する手続きです。複数の事業所に通うとき、また同一世帯から複数のお子様事業所に通うとき、利用者負担上限額管理事業所が代表して、請求額の調整を行います。

手続きにつきましては通所事業所もしくは福祉政策課障害者福祉係にご相談ください。

障害児通所支援の利用の流れ



玉野市内の事業所一覧



相談支援事業所

R8.2.1 時点

運営団体	事業所名	住所	電話番号
社会福祉法人 四ツ葉会	玉野市児童発達支援センター	用吉 1186-1	090-4579-1400
株式会社 Y.T.B Group.jp	相談支援事業所 Lau	西田井地 2278-8	090-2311-7868
株式会社 MRHM	いちばん星	御崎 2-12-47	0863-81-1155

Point 相談支援事業所との契約や利用において費用は発生しません。
相談支援事業所の方（相談支援専門員）から適切なサービス利用の提案を受けることができます。
定期的にお子様の様子や利用状況と一緒に確認することができるのでお子様に適したサービスの利用につながります。

障害児通所支援事業所

R8.4.1 時点

運営団体	事業所名	住所	電話番号	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援
社会福祉法人 四ツ葉会	玉野市児童発達支援センター	用吉 1186-1	71-0600	●	●	●
	ほっぴあつぷ	長尾 121-3	71-5150	●	●	
	ニコたま	宇野 1-34-10	33-3335	●		
株式会社 Y.T.B Group.jp	Lau キッズ	西田井地 2278-8	33-3765	●		
一般社団法人 みらい	ふらっと	用吉 1767	33-0306 090-5361-9330	●	●	
社会福祉法人 同仁会	こだまクラブ	木目 1282-2	33-3717		●	

Point どんな支援が行われているかイメージがつかないこともあると思います。
まずは気になる事業所へ連絡をし、一度見学に行ってみましょう！

よくあるご質問



Q1 受給者証は誰でも発行してもらえますか？

障害のある18歳までのお子様に発行しています。

玉野市では手帳（療育・身体・精神）をご提示いただくか、医師の診断書・意見書をご提出いただいております。

Q2 玉野市内の事業所しか使えないのですか？

玉野市外の事業所も利用できます。

ただしこの事業所に通われる場合も、玉野市民の方は玉野市発行の受給者証が必要です。

Q3 1日に複数の事業所を利用することはできますか？

1日に利用できる事業所は1ヶ所のみです。誤って2ヶ所利用された場合は全額実費負担となります。また同じ日に2ヶ所以上の予約が取れた場合、利用しない事業所には早めにキャンセルの連絡をしてください。

Q4 療育手帳を持っているので、受給者証は必要ないですか？

手帳と受給者証は別物です。手帳をお持ちの方も、「障害児通所支援」を受けられる場合は受給者証発行の手続きが必要です。詳しくは3ページをご確認ください。

Q5 支給量を変更することはできますか？

お子様の状況や現在の利用状況等を確認させていただきますので、まずは担当の相談支援専門員にご相談ください。その後、玉野市での審査を行い、新しい受給者証を発行いたします。

Q6 玉野市外に転出することになりました。転出先でもサービスを使いたいのですが

どうしたら良いですか？

転出先の市町村で、新たに受給者証発行の手続きが必要です。手続き方法については、転出先の市町村にお尋ねください。受給者証は、転出時に玉野市へご返却ください。



〈相談・問い合わせ窓口〉

玉野市役所 福祉政策課障害者福祉係

（市役所 1 階 11 番窓口）

〒706-8510 玉野市宇野 1-27-1
(TEL)0863-32-5556 (FAX)0863-31-9179

令和7年3月発行